

令和6年11月 定例教育委員会

日時 令和6年11月27日(水)13:30～
場所 鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室

次 第

行事報告及び行事予定について [教育総務課] P. 3

【説明・協議事項】

- (1) 12月市議会定例会の附議案について [各課] 別冊
- (2) 令和6年鳥取市教育委員会10大ニュースについて [教育総務課] P. 5
- (3) 鳥取市人権教育基本方針及び「一人一人の子どもが輝く学校人権教育推進プラン」
(第2次改定)について [学校教育課(総合教育センター)] P. 8

【報告事項】

- (1) 第一期鳥取市学校給食センター整備事業の進捗状況について [学校保健給食課] P. 36
- (2) 鳥取藩主池田家鳥取城跡寄贈80周年記念 鳥取城フォーラム2024の開催について
[文化財課] P. 40

【その他】

- (1) 次期定例教育委員会の開催について
 - [12月] 令和6年12月24日(火) 15:30～鳥取市役所本庁舎7階 第2委員会室
 - [1月] 令和7年 1月27日(月) 13:30～鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室
- (2) 総合教育会議の開催について
令和6年12月24日(火) 13:30～ 鳥取市役所本庁舎7階第2委員会室

① 行事報告（10月29日～11月27日）

10月	29	(火)			
	30	(水)			
	31	(木)			
11月	1	(金)	体験的学習活動等休業日【やってみよう！デー（day）】		
			鳥取マラソン2025 参加申込み受付開始（～12/13）		
			ジュニア司書体験	用瀬図書館	
			おうちだにワークショップ「和本づくり」	鳥取市歴史博物館	
			まんれき！クイズラリー～秋～（～4日）	因幡万葉歴史館	
				親子で楽しむ星の講座	さじアストロパーク
	2	(土)	第26回鳥取県児童生徒地域地図発表作品展	鳥取市歴史博物館	
			本のリサイクル市	気高図書館	
	3	(日)	第25回万葉集朗唱の会	因幡万葉歴史館	
			雅楽・舞楽の宴	因幡万葉歴史館	
			国府まるごと万葉フェスティバル	因幡万葉歴史館、国府町コミュニティセンター	
			活字・活字文化の日記念講演「記録と記憶がひびきあう」	中央図書館	
			第34回もちがせふれあいまつり	用瀬保健センター	
	4	(月)	おうちだにワークショップ「ハンコづくり」	鳥取市歴史博物館	
	5	(火)	授業づくり研修②	国府町コミュニティセンター	
	6	(水)			
	7	(木)			
	8	(金)	アストロ出前観察会「月と土星」	イオン鳥取店	
	9	(土)	マリオネット麒麟獅子	鳥取市歴史博物館	
			和紙を学んで御朱印帳を作ろう！	鳥取市歴史博物館	
	10	(日)	旧美歎水源地フェスティバル2024	旧美歎水源地水道施設	
			見てみよう！歴史の現場「鳥取城跡」	鳥取市歴史博物館	
			こぼしまウォーキング	青谷町農林漁業者トレーニングセンター発着	
			用瀬町民バレーボール大会	用瀬町勤労者体育センター	
	11	(月)	読み聞かせボランティア養成講座④	中央図書館	
			ひいな学級	用瀬町民会館	
	12	(火)			
13	(水)	郷土史講座	用瀬町民会館		
14	(木)	音読教室	青谷町総合支所		
		アストロ中学セミナー（青谷中学校3年生）	さじアストロパーク		
15	(金)	第2回社会教育委員会議	鳥取市役所		
16	(土)	展示解説（鳥取のお宝おひろめ）	鳥取市歴史博物館		
		占領期の鳥取を学ぶ会	鳥取市歴史博物館		
17	(日)	いなば用瀬宿横丁さんぼ市	用瀬町用瀬地区内		
18	(月)				
19	(火)	青谷町高齢者教室	青谷町総合支所		
20	(水)				
21	(木)	6年目研修③中堅教諭等資質向上研修⑥	鳥取市本庁舎		
		アストロ中学セミナー（千代南中学校3年生）	千代南中学校		
22	(金)	ステップアップ講座「子どもと絵本を楽しむ」	中央図書館		
23	(土)	オリ・パラ「車いすラグビー講演会・体験会」	鳥取市民体育館エネトピアアリーナ		
		巡回展「とっとり弥生の王国シンポジウム2024むきばんだvs青谷かみじち！～フカボリ！とっとり弥生の王国！～」（～12/22）	鳥取市歴史博物館		
24	(日)	常設展示ギャラリートーク	鳥取市歴史博物館		
		おうちだにアカデミー	鳥取市歴史博物館		
25	(月)	読み聞かせボランティア養成講座⑤	中央図書館		
26	(火)				
27	(水)	11月定例教育委員会	6階第4会議室		

② 行事予定（11月28日～12月24日）

11月	28	(木)	アストロ中学セミナー（湖南学園9年生）	湖南学園
	29	(金)	アストロ中学セミナー（河原中学校3年生）	河原中学校
			I C Tを活用した授業づくり研修	W e bによる遠隔研修（各校）
30	(土)	青谷オープン卓球2024（～12/1）	青谷町農林漁業者トレーニングセンター	
12月	1	(日)	第31回星景写真コンテスト作品募集開始（～2025年1月10日必着）	さじアストロパーク
	2	(月)		
	3	(火)	アストロ宇宙教室	末恒小学校
			12月議会開会	
	4	(水)		
	5	(木)	アストロ宇宙教室	賀露小学校
	6	(金)	初任者研修（校外研修）④	国府町コミュニティセンター
	7	(土)	絵手紙を書こう	用瀬町総合支所3階会議室
			第16回青谷学校授業作品展（～28日）	あおや郷土館
			令和6年度企画展「写真展100年前の鳥取～大正期の鳥取～」（～1/26）	鳥取市歴史博物館
	8	(日)	第28回クリスマス謝恩コンサート	さじアストロパーク
			宇宙ふしぎ探検「月をかすめる土星を見よう」	さじアストロパーク
			親子で一緒に楽しむ講座「サメのひみつ」	中央図書館
			寄せ植えづくり	因幡万葉歴史館
			人権尊重文化祭	用瀬町民会館
			青谷上寺朗杯卓球大会	青谷町農林漁業者トレーニングセンター
	9	(月)	ひいな学級	用瀬町民会館
	10	(火)	アストロ宇宙教室（浜村小学校4年生）	浜村小学校
	11	(水)	アストロ宇宙写真展（～3月16日）	
			うたってあそんでわらべうた 冬	気高図書館
	12	(木)	アストロ宇宙教室（明德小学校4年生）	明德小学校
	13	(金)		
	14	(土)	鳥取城フォーラム2024	とりぎん文化会館小ホール
			宇宙ふしぎ探検「ふたご座流星群を見よう」	さじアストロパーク
ワンダー☆クリスマス会			気高図書館	
青谷上寺地史跡公園の楽しみ方～弥生人との出会い～			気高図書館	
第17回池田家墓所写真コンクール作品展（～2/11）			因幡万葉歴史館	
万葉かな書道			因幡万葉歴史館	
15	(日)	講演会「えっ、ほんと？本当の絵本」	中央図書館	
16	(月)			
17	(火)	用瀬町みすみ大学	佐治町方面	
		青谷町高齢者教室	青谷地区公民館	
18	(水)			
19	(木)	アストロ宇宙教室（佐治小学校4年生）	佐治小学校	
20	(金)	12月議会閉会		
		アストロ宇宙教室（美保南小学校4年生）	美保南小学校	
21	(土)	クリスマスのおはなし会	用瀬町総合支所おはなしの部屋	
		お楽しみBOOK袋（～22日まで）	用瀬図書館	
		占領期の鳥取を学ぶ会	鳥取市歴史博物館	
22	(日)	おうちだにアカデミー 「日本における城郭石垣の復旧(修理)の歴史～近代以降を中心に～」	鳥取市歴史博物館	
23	(月)			
24	(火)	令和6年度第1回総合教育会議	7階第2委員会室	
		12月定例教育委員会	7階第2委員会室	

資料	
年月日	令和6年11月27日
担当課	各課

令和6年 鳥取市教育委員会10大ニュースの候補項目表

No.	項目	内容	担当課
1	青谷かみじち史跡公園オープン！（3月）	令和2年度から県と共同で進めていた青谷上寺地遺跡の整備が進み、「青谷かみじち史跡公園」として3月24日にオープンしました。オープンした施設は、学習やものづくりが体験できるガイダンス棟と、国の重要文化財に指定された出土品を保管・展示する重要文化財棟、弥生時代の地形を再現した公園南側のゾーンです。今後は北側の整備を経て、令和11年度に公園全体がグランドオープンする予定です。	文化財課
2	鳥取マラソン5年ぶりリアル開催（3月）	鳥取砂丘や鳥取城跡、仁風閣、万葉の里など本市の史跡・名所を巡るほか、千代川などの美しい自然景観も楽しめる、鳥取マラソンは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などで中止としたり、ここ3年間は「オンライン」での開催でしたが、2024大会については5年ぶりに2,679名のランナーが実際のコースを走りました。 沿道には多くの観客、コース各所のエイドステーションには、鳥取の特産品をはじめ、地域住民手づくりの給食も提供し大いに盛り上がる大会となりました。	生涯学習・スポーツ課
3	江山学園の整備完了（3月）	江山学園の外構整備工事として、テニスコート、防球ネット、駐車場を整備しました。美和小学校、神戸小学校、江山中学校の統合により義務教育学校として開校した江山学園の整備事業（令和3年度着工）は、令和5年度の事業をもって、すべて完了しました。	教育総務課
4	地区公民館の所管を教育委員会から市長部局へ移管（4月）	令和6年4月から鳥取市地区公民館の利用を拡大し、幅広く活用ができるようになりました。 地区公民館を幅広く活用するために、従来使用していた、公民館条例を廃止し、新公民館条例を制定し施行しました。 社会教育法に基づき設置されていた公民館が地方自治法に基づく施設となったことに伴い、所管が教育委員会から市長部局へ移行しました。 市長部局に所管が移っても、従来地区公民館が行ってきた、社会教育・生涯学習を担保し、引き続き事業を行っていきます。	生涯学習・スポーツ課

No.	項目	内容	担当課
5	鳥取城跡・仁風閣ガイダンス施設オープン（4月）	令和6年度から令和10年度頃まで仁風閣が修理工事に入ることから、仁風閣の入口に新たなガイダンス施設「鳥取城跡・仁風閣展示館」がオープンしました。施設では鳥取城・仁風閣の歴史や鳥取城の復元工事、仁風閣の保存修理工事を紹介する展示スペースや鳥取城跡周辺を訪れた観光客の休憩スペースのほか宝扇庵の利用、鳥取城跡のガイド利用の申込み等を行っています。	文化財課
6	放課後児童クラブ利用料助成を開始（通年）	放課後児童クラブを利用する就学援助世帯等に対し、クラブ利用料について最大で1人当たり月額2,000円を助成する取組を開始しました。これにより、多くの世帯の経済的負担の軽減に寄与し、本市の子育て支援のさらなる充実につながりました。	学校教育課
7	令和6年度子供の読書活動優秀実践図書館文部科学大臣表彰受賞（4月）	文部科学省では、平成14年度から、国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子供が積極的に読書活動を行う意欲を高める活動を推進するため、特色ある優れた実践を行っている学校・園・図書館・団体・個人に対し、大臣表彰を行うこととしています（園の表彰は令和6年度から）。この度、鳥取市立中央図書館の子供の読書を推進する活動が高く評価され、文部科学大臣表彰を受賞しました。	市立図書館
8	鳥取市さじアストロパーク30周年記念事業実施（7月）	平成6年7月にオープンした鳥取市さじアストロパークが30周年を迎えました。コロナ禍で減少した来館者数の改善を図るとともに、佐治町全体を盛り上げ、令和5年8月の台風第7号からの復興を後押しする目的で記念事業を実施。記念講演のほか、特別展示の開催、プラネタリウムの投影、小惑星の命名募集など、広く市民の方を巻き込むような取り組みを企画・実施しました。この節目を迎え、今後も鳥取市さじアストロパークに集客を図るとともに、本施設のPR、みなさまの宇宙や科学への興味・関心の向上を図ります。	生涯学習・スポーツ課 さじアストロパーク

No.	項目	内容	担当課
9	鳥取市さじアストロパークが登録博物館へ（7月）	博物館法の改正によって、博物館として行う事業に「電磁的記録を作成し、公開すること」が追加され、デジタルカメラによる画像などのデジタルデータも博物館資料になることが明記されたことにより、公開天文台も博物館登録が可能となりました。これを鳥取市さじアストロパークの価値を高める機会と捉え、博物館登録を目指して申請した結果、博物館登録原簿に登録されました。これにより、対外的価値の向上、周知範囲拡大による国内外の利用拡大が見込まれるほか、文化庁等が実施する登録博物館向けの補助事業に申請できるなど、市民サービスの向上が図られます。	生涯学習・スポーツ課 さじアストロパーク
10	市内中学生20名をオーストラリアに派遣（8月）	新型コロナウイルス感染症の影響で中止が続いていた鳥取市グローバル人材育成事業が5年ぶりに開催され、鳥取市内の中学校・義務教育学校に通う20名がオーストラリア連邦・ケアンズに派遣されました。生徒にとって多くの学びがあり、大きく成長する機会となりました。	教育総務課 校区審議室
11	気高地域の新設統合小学校の学校予定地が決定（9月）	定例教育委員会において、気高地域の新設統合小学校の学校予定地を「JR浜村駅南側」とすることが決定され、開校に向けて大きく前進することとなりました。	教育総務課 校区審議室
12	気高中学校法面復旧工事が完了（10月）	R5.7.13の大雨により一部が崩落した気高中学校の正門側と国道側の法面について、令和5年度の測量設計、文科省・財務局の現地査定等を経て本年春頃よりスタートした復旧工事が、10月に完成しました。※国道側（国交省委託）及び正門側（直営工事）	教育総務課
13	因幡万葉歴史館開館30周年（10月）	大伴家持が『万葉集』最後を飾る歌を詠んだことにちなんだ因幡万葉歴史館は、10月30日に開館30周年を迎えました。11月3日には、「国府まるごと万葉フェスティバル」と題して「大伴家持大賞」の表彰式や「万葉集朗唱の会」、「因幡の傘踊りの祭典」などの行事を開催し、多くの来場者が万葉気分を満喫しました。これからも地域の活動拠点として因幡の傘踊りや万葉集の世界などの情報発信を続けていきます。	文化財課

定例教育委員会／文教経済委員会資料
令和6年11月27日／12月10日
総合教育センター

鳥取市人権教育基本方針及び「一人一人の子どもが輝く 学校人権教育推進プラン」（第2次改訂）について～小学校・中学校・義務教育学校版〔教職員用〕～

1. 目的及び背景

学校人権教育については、平成31年4月に取りまとめた「一人一人の子どもが輝く 学校人権教育推進プラン」において鳥取市人権教育基本方針と、鳥取市内の小・中・義務教育学校における学校人権教育の目指すものを示し、取り組みを進めてきました。令和6年4月に「鳥取市人権施策基本方針」が3次改訂されたことに伴い、このたび「鳥取市人権教育基本方針及び学校人権教育推進プラン」の改訂を行うこととしました。

2. 鳥取市人権教育基本方針改訂検討委員構成

委員会設置にあたり、鳥取市人権教育基本方針改訂検討委員会設置要綱を新たに制定し、検討委員会を設置。（委員は以下のとおり）

	区 分	所 属	氏 名
1	学 識 経 験 者	鳥取大学 地域学部 地域学科 教授	畑 千 鶴 乃
2	民 間 代 表	鳥取市人権啓発企業連絡会 (鳥取いなば農業協同組合 常勤監事)	瀬戸川 正章
3	学校教育関係者	市小学校長会代表	安 本 雅 紀
4	学校教育関係者	市中学校長会代表	鈴木 勇喜雄
5	鳥 取 市	人権政策局 局長兼人権推進課長	谷 口 恭 子
6	鳥 取 市	健康こども部こども家庭局 局長兼こども未来課長	小野澤 裕子
7	鳥 取 市	教育委員会事務局 生涯学習・スポーツ課長	須崎 ひとみ
8	鳥 取 市	教育委員会事務局 次長兼学校教育課長	浅見 康陽

3. 基本方針改訂の経過及び今後の予定

令和6年	5月 31日	鳥取市人権教育基本方針改訂検討委員会設置要綱制定
	6月	鳥取市人権教育基本方針改訂検討委員選考及び依頼
	7月 24日	第1回人権教育基本方針改訂検討委員会
	8月 19日	第2回人権教育基本方針改訂検討委員会
	9月～10月	関係各課等への照会
	11月 27日	11月定例教育委員会
	12月 10日	12月市議会文教経済委員会
令和7年	1月	1月定例教育委員会審議
	2月	2月市議会文教経済委員会報告
	3月	小・中・義務教育学校へ周知

第1回人権教育基本方針改訂検討委員会（意見抜粋）

- ・同和教育がこれまで積み上げた成果を生かしながら、人権教育としてさらに発展させてきた過程をこの改訂にきちんと位置づけてはどうか。
- ・学習指導要領に則って指導する中で、同和問題は取り上げている。個別の問題を学習することを通して、最終的には人権尊重の精神の涵養を図る流れは崩さずにやっていかないといけない。
- ・今回の改訂では、子どもを取り巻く状況で、特にいじめを許さないということの中核に据えながら学校教育の中でそれを人権教育の柱にするということ。差別の問題は、子どものときから学ばないとレイシストになっていくという。学校教育の中でやはり差別の問題、特にいじめの側面から学んでいくのは非常に喫緊の教育課題であると考えている。

第2回人権教育基本方針改訂検討委員会（意見抜粋）

- ・今、学校で何が課題かというところ、まさにいじめの問題である。社会が変化しても、やはり人を大事にするために自分自身がその人権意識を常に磨き続けなければならないし、他者の痛みを知って、自分事として問題を自分たちの力で解決するということが大事である。そういう我々の学校現場の思いをしっかりと今回文字にさせていただいたと思う。
- ・「人権をめぐる状況」の最後に、いじめ防止の取組を詳細に入れたのは教育委員会としてもありがたい。ここで書かれている内容は、鳥取市が今までどういう教育を進めてきたのか、何を大事にしてきたのかを例年、鳥取市に新たに転任された先生方に説明している内容でもあり、教職員に共通理解を図りたい内容でもある。自分たちの問題を自分たちで解決する自治力のある集団についても鳥取市が大事にしていることでもある。
- ・第2期の「鳥取市教育振興基本計画」の中にもいじめ防止を基軸とした人権教育の充実が盛り込まれているので整合性もとれている。地区公民館等で人権啓発事業とか防災の講習会等、様々なことを地域の活性化のために行っているが、単なる個人の知識の習得にとどまることなく、その学習の成果を地域に還元できたり自分の行動に移せたりすることが必要。

改訂後	改訂前
<p style="text-align: center;">鳥取市人権教育基本方針</p> <p>(略)</p> <p>本市においても、「人権尊重都市宣言」「人権教育のための国連10年鳥取市行動計画」の策定、<u>また、学校人権教育がめざすものや組織的な取組と連携についてまとめた「一人一人の子どもが輝く学校人権教育推進プラン」を作成し、すべての教育活動を通して、「人権のための教育」「人権としての教育」「人権が尊重される教育」「人権についての教育」の4つの側面を踏まえた学校人権教育を推進するなど、学校人権教育がこれまで積み上げてきた成果を生かしながら取組を進めています。</u></p> <p><u>しかしながら、私たちの社会には、依然として「鳥取市人権施策基本方針」第3次改訂で示されるような様々な人権問題が存在しています。さらには、めまぐるしく変化する社会の中で、解決すべき人権課題は複雑化、多様化してきています。そうした人権問題にも対応するため、今後、さらに、人を大切にすまじづくりや人権が尊重された社会の実現をめざして、私たち一人一人の積極的な行動が必要です。そのためには、人々が、自らの権利とともに他者の権利を尊重することの重要性について学び、人権尊重の精神を生活の中に生かしていくことが重要です。</u></p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">鳥取市人権教育基本方針</p> <p>(略)</p> <p>本市においても、「人権尊重都市宣言」「人権教育のための国連10年鳥取市行動計画」を策定するなど、<u>同和教育がこれまで積み上げてきた成果を生かしながら、様々な人権問題の解決に向けてこのたび「人権施策基本方針第2次改訂」をおこない、その趣旨を踏まえて「人権尊重のまちづくり」の取り組みを進めています。</u></p> <p><u>同和問題や男女共同参画に関する人権問題、障がいのある人、子ども、高齢者、外国人、病気にかかわる人等に関する様々な人権問題が依然として存在していますが、国際化、情報化など社会の変化に伴って発生しているインターネットによる人権侵害等新たな人権問題にも対応するため、今後、さらに人権が尊重された社会の実現を目指して、私たち一人一人の積極的な行動が必要です。そのためには、人々が、自らの権利とともに他者の権利を尊重することの重要性について学び、人権尊重の精神を生活の中に生かしていくことが重要です。</u></p> <p><u>鳥取市教育委員会は、以上のような観点から、教育基本法の精神にも則り、次のとおり人権教育基本方針を定め、人権教育を推進します。</u></p> <p>(略)</p>

1 人権をめぐる状況

(略)

我が国においては、日本国憲法に保障されている基本的人権の尊重を基本理念とする人づくり・社会づくりが進められ、人権を尊重しようとする意識も、私たちの生活の中に定着してきています。しかし、同和問題（部落差別）、男女共同参画にかかわる問題、障がいのある人、子ども、高齢者、外国人、感染症等病気にかかわる人等の人権問題が依然として存在しています。さらには、情報技術の進展など社会情勢の変化による新たな人権問題が生じるなど、これらの問題が複雑化、多様化する中で、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」「子ども基本法」「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行など、差別問題や人権課題の解消に向けた法整備が行われてきました。

子どもを取りまく状況も、いじめ、暴力行為、貧困や児童虐待等、子どもの人権を侵害する事象が深刻化しています。「いじめ防止対策推進法」が制定され、中でもいじめ問題は社会総がかりで取り組むべき国民的課題として位置づけられましたが、いじめの問題は後を絶ちません。また、不登校や長期欠席の児童生徒数の増加など、教育保障の観点から取り組まなければならない課題もあります。急激な社会の変化の中で子どもたちが自分の存在に自信をもつことができなかつたり、他者との人間関係づくりに悩んだりしている状況も見られます。このような子どもの状況は、本市においても同様に見られます。

本市では、国における人権教育の基本的な考え方や取組方等を示した「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」をもとに、人権尊重の精神の涵養を目的とした学校人権教育を進めてきました。また、学習指導要領における各教科・領域の目標の達成をめざす中で、学校人権教育でつけたい資質や能力を意識しながら豊かな人権感覚を育み、人格形成の基礎を培いたいと考えて

1 人権をめぐる状況

(略)

我が国においては、日本国憲法に保障されている基本的人権の尊重を基本理念とする人づくり・社会づくりが進められ、人権を尊重しようとする意識も、私たちの生活の中に定着してきています。しかし、同和問題（部落差別）、男女共同参画にかかわる問題、障がいのある人、子ども、高齢者、外国人、病気にかかわる人等の人権問題が依然として存在しています。さらには、情報技術の進展など社会情勢の変化による新たな人権問題が生じるなど、これらの問題が複雑化、多様化する中で、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行など、差別問題や人権課題の解消に向けた法整備が行われてきました。

子どもを取りまく状況も、いじめ、暴力行為、貧困や児童虐待等、子どもの人権を侵害する事象が深刻化しています。「いじめ防止対策推進法」が制定されるなど、中でもいじめ問題は社会総がかりで取り組むべき国民的課題として位置づけられました。また、不登校や長期欠席の児童生徒数の増加など、教育保障の観点から取り組まなければならない課題もあります。急激な社会の変化の中で子どもたちが自分の存在に自信をもつことができなかつたり、他者との人間関係づくりに悩んだりしている状況も見られます。このような子どもの状況は、鳥取市においても同様に見られます。

鳥取市では、学校や学級での集団づくりに力を入れることにより、いじめを放置しない、いじめを生み出さない取り組みを行っているところです。また、学習指導要領における各教科・領域の目標の達成をめざす中で、人権教育でつけたい資質や能力を意識しながら豊かな人権感覚を育み人格形成の基礎を培いたいと考えております。

います。本市の学校人権教育の中核は、子どもたちにとって身近な人権問題である「いじめの未然防止」です。「鳥取市いじめ防止基本方針」を策定後、「いじめ防止対策ハンドブック」を作成・配布し、教職員における活用の推進を図るとともに、いじめはどの児童生徒にも起こりうる深刻な人権問題であるという認識のもと、いじめ防止に向けての取組を進めてきました。また、学校、家庭、地域等で共にいじめ問題について考える契機にしようと、「鳥取市 Smile プロジェクト」を立ち上げ、毎年「いじめ防止対策推進法」が公布された6月28日の前後、約1か月間を「鳥取市 Smile 月間」として、各学校においていじめ防止等に向けた児童生徒の自発的・自治的な取組を行っています。豊かな人とのかかわりの中で、子どもたちの自己有用感を育成しながら、自他を大切にできたり、自分たちで問題を解決したりする集団、いわゆる「自治力のある集団」の育成に力を入れてきました。そのような集団の中で、いじめを許さない、生み出さない、そして自分たちで解決に向けて取り組むことができるよう、引き続き、こうした取組を推進していきます。



一人一人の子どもが輝く
学校人権教育推進プラン

第2次改訂

(小学校・中学校・義務教育学校版 [教職員用])

令和7年3月

鳥取市教育委員会

目 次

【鳥取市人権教育基本方針】

1	人権をめぐる状況	1
2	学校人権教育を進めるにあたって	
(1)	学校人権教育がめざすもの	3
(2)	学校人権教育推進の4つの側面	5
	【学校人権教育を進めるための全体構想】	7
3	学校人権教育の推進について	
(1)	学校としての組織的な取組と連携	
ア	学校人権教育の目標設定	8
イ	校内推進体制の確立	8
ウ	全体計画・年間指導計画について	9
エ	学校としての取組の点検・評価	11
オ	校種間の連携	11
カ	家庭・地域社会との連携	12
(2)	教育内容の創造	
ア	学校人権教育の視点	13
イ	学校人権教育で育てたい資質・能力及び指導方法	15
	【学校人権教育で育てたい資質・能力の参考例】	17
(3)	教職員研修の充実	
ア	人権尊重の理念の理解・体得	18
イ	教職員研修	19
4	資料	
	○学校において大切にしたい内容例一覧	
	○参考資料 人権教育にかかわりのある教科書の主な内容 (小・中・義務教育学校)	
	○いじめに対応できる学級経営チェックシート	
5	関連法規等	
	○子どもの権利条約 (1989年11月20日採択、1994年4月22日締結)	
	○こども基本法 (令和5年4月1日施行)	
	○人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] (抜粋) (平成20年3月)	
	○いじめ防止対策推進法 (平成27年4月1日施行)	
	○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (平成28年4月1日施行)	
	○性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の 理解の増進に関する法律 (令和5年6月23日施行)	

鳥取市人権教育基本方針

鳥取市教育委員会

世界人権宣言は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたい、自由や権利の保持が人類普遍の原理であることを明らかにしました。そして、人権教育の重要性の高まりを受け、国連は、「人権教育のための国連10年（1995年～2004年）」を決議しました。その行動計画では「人権教育とは、知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力である」としました。

わが国でも、日本国憲法において、法の下での平等を掲げ、自由や生存権、教育を受ける権利、勤労の権利等基本的人権の享有をすべての国民に保障することを明記し、これまでに様々な施策を講じてきました。そして、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、その基本計画で人権教育の方向性を示しました。すべての人が生涯にわたり、人権についての理解と認識を深め、人権を尊重する意欲や態度を身に付けていくために、教育の果たす役割は一層、重要となっています。

本市においても、「人権尊重都市宣言」「人権教育のための国連10年鳥取市行動計画」の策定、また、学校人権教育がめざすものや組織的な取組と連携についてまとめた「一人一人の子どもが輝く学校人権教育推進プラン」を作成し、すべての教育活動を通して、「人権のための教育」「人権としての教育」「人権が尊重される教育」「人権についての教育」の4つの側面を踏まえた学校人権教育を推進するなど、学校人権教育がこれまで積み上げてきた成果を生かしながら取組を進めています。

しかしながら、私たちの社会には、依然として「鳥取市人権施策基本方針」第3次改訂で示されるような様々な人権問題が存在しています。さらには、めまぐるしく変化する社会の中で、解決すべき人権課題は複雑化、多様化してきています。そうした人権問題にも対応するため、今後、さらに、人を大切にするまちづくりや人権が尊重された社会の実現をめざして、私たち一人一人の積極的な行動が必要です。そのためには、人々が、自らの権利とともに他者の権利を尊重することの重要性について学び、人権尊重の精神を生活の中に生かしていくことが重要です。

鳥取市教育委員会は、以上のような観点から、教育基本法の精神にも則り、次のとおり人権教育基本方針を定め、学校人権教育を推進します。

1. 市民一人一人が地域社会の一員としての自覚と誇りをもち、自分の人権のみならず、他の人の人権についても正しく理解し、人権が尊重された社会を実現するために、人権尊重精神の涵養を図る教育に取り組みます。
2. 市民一人一人が自主的・主体的な取組をあらゆる場と機会を通して継続できるよう、豊かな人間関係や環境の中で寛容な精神が大切にされた多様な学習活動を展開し、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性を培います。
3. 市民一人一人が人権尊重の精神にあふれ幸せで豊かな社会生活を送ることができるよう、子どもたちの発達段階及び地域の実情を踏まえ、家庭・学校・地域・職場などが、それぞれの役割を担いながら、協働して取り組んでいける人権教育を推進します。

令和6年●月改訂

1 人権をめぐる状況

人権とは、「人間が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」と定義されています（人権擁護推進審議会答申（平成11年））。人類は、歴史の歩みの中でよりよいくらしや幸福を追求してきました。その中で、一人一人を人間として認め、その尊厳を重視していこうとする営みが、多くの人々によってねばり強く続けられてきました。また、人類は、20世紀の前半に二度の世界大戦を経験しました。そして、戦争が人類の生存を脅かすものであり、世界平和の実現のためには、世界中のすべての人々の人権の尊重が不可欠であるということ学びました。

国連では、昭和23（1948）年、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする世界人権宣言を採択し、この宣言の理念を具現化するため、人権に関する様々な国際諸条約、各種国際年の設定等を行ってきました。このような人権の保障に関する取組は着実に広がり、人々の認識も深まりつつあります。しかしながら、その後においても、世界各地では、人種や民族間の対立や偏見・差別があり、そのことが新たな紛争を引き起こし、今もなお、尊い人命が失われています。また、「プライバシーにかかわる権利」「知る権利」「環境権」など、人権についての概念も広がってきています。

我が国においては、日本国憲法に保障されている基本的人権の尊重を基本理念とする人づくり・社会づくりが進められ、人権を尊重しようとする意識も、私たちの生活の中に定着してきています。しかし、同和問題（部落差別）、男女共同参画にかかわる問題、障がいのある人、子ども、高齢者、外国人、感染症等病気にかかわる人等の人権問題が依然として存在しています。さらには、情報技術の進展など社会情勢の変化による新たな人権問題が生じるなど、これらの問題が複雑化、多様化する中で、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」「こども基本法」「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行など、差別問題や人権課題の解消に向けた法整備が行われてきました。

子どもを取りまく状況も、いじめ、暴力行為、貧困や児童虐待等、子どもの人権を侵害する事象が深刻化しています。「いじめ防止対策推進法」が制定され、中でもいじめ問題は社会総がかりで取り組むべき国民的課題として位置づけられましたが、いじめの問題は後を絶ちません。また、不登校や長期欠席の児童生徒数の増加など、教育保障の観点から取り組まなければならない課題もあります。急激な社会の変化の中で子どもたちが自分の存在に自信をもつことができなかつたり、他者との人間関係づくりに悩んだりしている状況も見られます。このような子どもの状況は、本市においても同様に見られます。

本市では、国における人権教育の基本的な考え方や取組方等を示した「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」をもとに、人権尊重の精神の涵養を目的とした学校人権教育を進めてきました。また、学習指導要領における各教科・領域の目標の達成をめざす中で、学校人権教育でつきたい資質や能力を意識しながら豊かな人権感覚を育み、人格形成の基礎を培いたいと考えています。本市の学校人権教育の中核は、子どもたちにとって身近な人権問題である「いじめの未然防止」です。「鳥取市いじめ防止基本方針」を策定後、「いじめ防止対策ハンドブック」を作成・配布し、教職員における活用の推進を図るとともに、いじめは

どの児童生徒にも起こりうる深刻な人権問題であるという認識のもと、いじめ防止に向けての取組を進めてきました。また、学校、家庭、地域等で共にいじめ問題について考える契機にしようと、「鳥取市 Smile プロジェクト」を立ち上げ、毎年「いじめ防止対策推進法」が公布された6月28日の前後、約1か月間を「鳥取市 Smile 月間」として、各学校においていじめ防止等に向けた児童生徒の自発的・自治的な取組を行っています。豊かな人とかかわりの中で、子どもたちの自己有用感を育成しながら、自他を大切にできたり、自分たちで問題を解決したりする集団、いわゆる「自治力のある集団」の育成に力を入れてきました。そのような集団の中で、いじめを許さない、生み出さない、そして自分たちで解決に向けて取り組むことができるよう、引き続き、こうした取組を推進していきます。

2 学校人権教育を進めるにあたって

(1) 学校人権教育がめざすもの

学校教育においては、[生きる力]を育む教育活動を進めています。[生きる力]とは、「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」、「自らを律しつつ、他人と共に協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性」、「たくましく生きるための健康や体力」などからなる全人的な力を意味しています。

学校における人権教育は、子どもたちに[生きる力]を育むために各教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて、教育活動全体を通じて進められるものです。学校は子どものためにあります。学校の人権教育の基本は、子どもたち一人一人が尊重されるとともに、差別や偏見のない人間尊重の精神に貫かれた学校づくりを学校運営の根底にすえることにあります。そして、一人一人の子どもが人間としてかけがえのない存在であることを自覚し、差別や偏見をなくすとともに、互いに尊重し合う望ましい人間関係を築いていこうとすることにあります。すべての子どもたちが自分が大切にされていると実感できる環境づくりに努めることが大切です。そういう環境で学んでいくことによって、子どもたちに人権尊重精神が涵養されていきます。

すべての人の人権が尊重されている学校の具体像をイメージし、そのような学校をつくっていくための組織的な取組が求められます。一人一人の子どもたちが自他の人権を尊重する主体者として生き生きと輝く学校をつくるために、学校人権教育では、次のことをめざします。

○ 自分の大切さとともに他の人の大切さを認める

人は、誰もが幸せに生きていたいという共通の願いをもっています。人権尊重とは、自分だけを大切にしたい生き方ではなく、自分も大切にしながら、どれだけ他の人を大切にしたい生き方ができるかということです。学校人権教育を進める上で「自尊感情」を育てることが大切にされています。自分自身に対してプラスの評価をする感情です。これは、自分の長所や才能を評価するだけでなく、自分の欠点や十分な結果を出せないことも含めて、ありのままの自分を肯定的に受け入れることのできる感情です。この肯定的な自己概念は、周りの人からほめられたり認められたりといった肯定的なかかわりをされることによって育っていきます。また、何かをがんばってやりきった「達成感」や自分が人から必要とされている「有用感」を実感することからも育っていきます。子どもたちが自分は大切な存在だと感じ、また他者からも大切に思われていると実感できるかかわりをしていくことが大切です。自分自身に対して積極的なプラスの評価をすることができれば、学習や仕事に意欲的に取り組むこともできます。また、心が満たされているので、他人に対しても優しく接することもできるようになります。自分が本当に大切にされていると実感できる子どもは、他の人も大切にすることができます。子どもたちに、人権とは、けっして特別のことではなく、私たちすべての人間にかかわることであり、身近なものであることを実感させたいものです。そして、子どもを取りまく大人の日々の態度や行動を通して、すべての人はかけがえのない存在であるということを感じとらせていくことが大切です。

○ 本来もっている能力を発揮し自己実現を図る

すべての人は、生まれながらに様々な能力や個性をもっています。そして幸せに生きていたいと願っています。しかし、現実には偏見や差別など、様々な人権侵害によって抑圧されることもあり、「自分は必要な存在なのだろうか」「どうせ自分なんか」などと、自信をなくしてしまうことがあります。学校人権教育では、様々な学習や体験、多くの人との出会いなどを通して、子どもたちに達成感や有用感を味わわせたり、問題解決の方法を一緒に考えたりすることにより、子どもたち一人一人に「やれるかも知れない」「やってみよう」という自分に対する自信や自分の可能性を切り拓く意欲を育てていくことが大切です。それによって、子どもたちは本来もっている能力を発揮し、よりよい自分を求めて意欲的に伸びていくようになります(エンパワメント)。教職員は、多様な評価尺度をもち、様々な教育活動の中で一人一人の子どものよさを見つけ、本来もっている力を引き出すことが大切です。そのためには、子どもの将来を見越した深い愛情が必要不可欠です。

○ 人と人との豊かにつながり共に生きる

わたしたちは、様々な属性があります。国籍や生まれた地域、人種、性別、家庭の状況、障がいや疾病の有無等に関係なく、それぞれがかけがえのない人間としてその存在が大切にされなければなりません。しかし、大人の社会でも子どもの社会でも、属性のちがいを尊重せず、同質を求める傾向も見られ、時には「みんなと同じでない人々」や「みんなと同じでない行動」等を「異質」として排除してしまっていることもあります。子どもたちが「ちがい」をマイナスに捉えてしまったり、傷つけるからあえて「ちがい」にふれないようにしたりするのではなく、子どもたちの素朴な疑問を大切にしながら一緒に考える中で、ちがいを排除するのではなく、ちがいを豊かさとして捉えることのできる感性を培っていくことが大切です。

また、私たちは子どもの社会的な自立をめざして教育活動に取り組んでいます。そのためにも、人とかかわり合いを通してたくましく生きていける子どもを育てることが大切です。子どもたちが互いを認め合いながら共に生きることを実感できるようにしていきましょう。集団の一員としての自分の役割を自覚して責任を果たす力を養うことも、社会の中で自立して生きる人づくりにつながります。このように人とかかわるためには、「コミュニケーション能力」が必要です。学校では、子どもたちが同じ目的をめざして協力したり具体的な体験をしたりする集団活動を通して、社会性やコミュニケーション能力を育てていますが、人間関係が希薄になっている今、子どもたちに人間関係づくりの力をつけていくことはとても重要です。人間関係づくりの力は人間関係の中でしか育っていきません。様々な子どもたちが集まっている学校だからこそつけることができます。

(2) 学校人権教育推進の4つの側面

学校人権教育を進めるにあたっては、「人権のための教育」「人権としての教育」「人権についての教育」「人権が尊重される教育」の4つの側面を大切にします。

人権のための教育（人権を尊重する主体を育てる）

人権が尊重された地域社会を築くためには、わたしたち一人一人が人権についての正しい知識や認識をもつことが必要といえます。その正しい知識や認識を具体的な行動につなぐものとして、技能や態度の育成が重要となります。例えば、相手を尊重しながら自分の考えや意見を述べたり、他者の意見を受けとめたりすることができる技能、一人一人の多様性を尊重し、様々な課題に積極的にかかわっていこうとする姿勢や態度などです。

また、この技能と態度を培う基礎として大切にしたいのが、自分自身を肯定的に受けとめることができる自尊感情であり、他者の思いや願いを敏感にとらえることができる感性です。これらは、様々な立場の人との交流や人権を大切にする活動等により培われ、豊かな人間関係づくりへとつながるものです。

人権が侵害されている場面に出あったとき、その解決をめざして何らかの具体的な行動を起こすためには、課題解決に向けて主体的に行動する力を日常生活の中で育成していくことが大切となります。

人権としての教育（子どもたちがもっている能力を最大限に伸ばす）

日本国憲法第26条においては、「すべての国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する」と示されており、教育基本法においても、同様に、教育の機会均等について明確に示されています。教育を受けることそのものが人権であるという観点から、教育の機会を十分に保障されていない人々に、十分な学習機会を提供することを目的として展開される取組が必要です。

過去には、長期欠席・不就学解消の取組などが行われてきました。現在においても「いじめ」や「不登校」などを理由に、学習機会が奪われることのないよう十分な配慮がされ、子どもたちがもっている能力を最大限に伸ばすことができるよう、きめ細かな教育が必要です。また、学校に在籍している外国人の児童生徒の学力保障や障がいがある児童生徒のもっている能力を最大限に伸ばす取組も重要です。

すべての子どもたちが希望する進路を実現するための学力と進路を保障していく取組やシステムを充実していかなければなりません。

人権が尊重される教育（人権が大切にされた環境で学ぶ）

学校における教育活動は、子どもたちの人権が守られた状態で学習が展開されなければならないという考え方です。つまりいじめや体罰などが黙認されたままで人権について学習しても、それは人権教育とはいえないという考え方です。

まず、学校においては、一人一人の子どもが、かけがえのない存在として、互いのよさを認め合い、個性を伸ばし合うことができる学級づくりを進めることが必要です。そうした集団がすべての子どもにとって安全で、安心できる場となります。

また、人権尊重の精神は、日常生活の中から他者とのかかわりを通して培われるものであることから、学校は民主主義社会のモデルとして整えられなければなりません。子どもたちは友達等とのつながりを通して、互いの人権の大切さを学び、人権尊重の態度や実践力を身に付けていきます。こうした観点からも、人権が大切にされていると実感できるような環境を準備しておくことが求められます。そのためには、教職員に人権尊重の理念についての十分な認識がいきわたることが必要です。

人権についての教育（人権について理解を深める）

人権を日常生活に根付かせ、人権問題を解決するためには、人間の尊厳に対する認識や基本的人権を尊重することの大切さを社会に浸透させることが重要です。そして、国際化が進む中で、多様な価値観や異なる文化を互いに認め合い、共に生きることの意味をしっかりと考えていける取組を推進することが求められます。このことは平和を実現することにもつながります。人権についての正しい知識や認識は、様々な人権侵害や人権問題に適切に対応し、人権を尊重する技能や態度を身に付ける上での基礎となるものです。

人権についての理解を深める教育を進めるにあたっては、「普遍的な視点からのアプローチ」と「個別的な視点からのアプローチ」との双方向からの取組を大切にします。

普遍的な視点からのアプローチ	個別的な視点からのアプローチ
<ul style="list-style-type: none">○かけがえのない人間として自らの生き方を追求する○自尊感情を高め、豊かな感性を育む○人とのかかわりを通して、自分をみつめ高める○社会とのかかわりを通して、互いを認め合い生きる	<ul style="list-style-type: none">○差別の不合理性についての認識を深める○人権獲得の歴史と人々の生き方に学ぶ○身の周りの課題解決に向けた実践的態度を培う

人権のための教育

豊かな人権文化を築く資質を備えた人間の育成

学校教育目標

めざす子ども像

人権教育がめざすもの

- ・自分の大切さとともに他の人の大切さを認める
- ・本来持っている能力を発揮し自己実現を図る
- ・人と人との豊かにつながり共に生きる

自分の人権を守り他の人の人権を守るための実践的な行動

人権に関する知的理解

人権感覚

関連

態度

関連

知識

関連

技能

- ・自尊感情
- ・コミュニケーション能力
- ・エンパワメント

人権についての教育

人権についての理解を深める

- ・生命、環境の大切さについて
- ・人権に関する宣言、規約について
- ・人権の歴史について
- ・さまざまな人権問題について 等

行動につなげる技能を育てる

- ・豊かな感性を育む
- ・豊かな人間関係づくり
- ・コミュニケーション能力の育成
- ・協力して解決する方法 等

- ・生命を大切にする
- ・自分を育てる
- ・共に生きる
- ・社会をつくる

すべての教育活動を通して

各教科・特別の教科 道徳・特別活動・総合的な学習など

人権としての教育

子どもたちがもっている能力を最大限に伸ばす

- ・多様な学びの場の保障
- ・どの子にも基礎学力を保障する
- ・多様な進路を選択する力の育成

人権が尊重される教育

人権が大切にされた環境で学ぶ

- ・安全が守られている教育環境
- ・安心できる雰囲気づくり
- ・個性を重視した教育
- ・自主性や主体性を重視した活動を大切にする

人権教育の基盤

教職員が人権尊重理念について十分理解し、児童生徒が自らの大切さが認められていることを実感できるような環境づくりに努める

3 学校人権教育の推進について

(1) 学校としての組織的な取組と連携

ア 学校人権教育の目標設定

学校として人権教育の目標を設定するにあたっては、様々な人権問題の解決に資する教育の大切さとともに、「人を大切にするまちづくり」や「人権が尊重される社会の実現」という未来志向的、建設的な目標の設定に留意することが大切です。また、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」ことを意味する人権感覚の育成が、現在の学校人権教育の基本的な目標であることと合わせて自校の具体的な目標を設定することが大切です。

人権感覚を育成するにあたっては、自尊感情を培うことはもとより、共感能力や想像力、人間関係調整力等を育むことが求められており、それらを踏まえるとともに、これまで学校の中で取り組んできたことや児童生徒及び地域の実情等も踏まえ、自校の具体的な目標を設定することが大切です。

イ 校内推進体制の確立

「児童生徒一人一人の人権が大切にされた」すべての教育活動は、日常的な校内での連携や調整を必要とします。学校人権教育目標を達成し、めざす子ども像や学校教育目標を達成するために、学校人権教育の全体計画・年間指導計画の策定や実践の点検・評価等を行う推進委員会などの組織を確立しておく必要があります。また、校長のリーダーシップのもと、人権教育主任をはじめすべての教職員が共通認識をもっていつでも話し合うことができるような教職員集団をつくることも重要です。

ウ 全体計画・年間指導計画について

学校における人権教育は、それぞれの学校の教育課題の解決を中心として取り組むことが大切です。そのことが、児童生徒一人一人の尊重と差別や偏見のない人間尊重の精神に貫かれた学校づくりにつながっていきます。そのために学校としては、学校人権教育の全体計画・年間指導計画を作成し、意図的・計画的・組織的な学校人権教育を展開していくことが必要です。全体計画・年間指導計画の策定にあたっては、管理職及び人権教育主任による全体計画案の提示を出発に、各研究部による具体的な実践的課題の設定や各学年による年間指導計画の作成、職員会議への提示による全教職員の共通理解等、組織的かつ機能的な学校としての対応が求められます。

「全体計画作成にあたって考えられること」

学校や地域の特色を生かした取組、ボランティア活動など社会体験活動、自然体験活動等の体験活動の充実や様々な人との交流活動の在り方を示したり、校種、学校や地域の実態等を踏まえた指導目標との関係を明確にしたりします。

その際、小学校・義務教育学校前期課程では体験・交流活動を通して児童が自分で「ふれる」「気づく」こと、中学校・義務教育学校後期課程では他者に「気づく」ことを確かな認識に「深める」ことを重点にした目標が望ましいです。

※ 次の項目について、自校の全体計画を見直してみましよう。

- 学校人権教育の意義やねらいを全教職員が共通理解し、作成にあっている。
- 児童生徒の実態、保護者・地域及び教職員の願いを把握している。
- 社会の課題や要請、関連法規、教育行政施策等を踏まえている。
- 学校教育目標を達成するための学校人権教育目標が設定されている。
- 学校人権教育目標を達成するための3つの側面の重点的な取組が明記されている。
「子どもたちがもっている能力を最大限に伸ばす」「人権についての理解を深める・行動につなげる技能を育てる」「人権が大切にされた環境で学ぶ」
- 児童生徒の発達段階に即した学年目標や学校人権教育を通して各学年で育てたい力が設定され、めざす児童生徒の姿が具体的に示されている。
- 目標達成のため、各教科等においては、その特性に応じて、学校人権教育とのかかわりを考慮した方針や特色ある教育活動の計画等が示されている。
- 人権に関する重要課題への取組が、学校や地域の実態に応じたものとして示されている。
- 家庭・地域及び関係機関（社会教育機関、人権擁護機関等）との連携について、具体的な内容・方法等が示されている。
- 各目標などにおいて、肯定的な表現で記されている。
- 年度ごとに、全体計画の見直しを行っている。

年間指導計画作成にあたって考えられること

身近な人権問題を扱ったり、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等、様々な人たちとの交流活動を積極的に取り入れたりします。まず子どもの実態及び子どもを取りまく状況を踏まえて作成していくことが大切です。子どもの実態から遊離した計画では、子どもを高める実践につながっていきません。また、各学年の年間指導計画について、全職員で共通理解しておくことも大切です。

※ 次の項目を踏まえ、各教科・特別の教科 道徳・特別活動・総合的な学習の時間のそれぞれの年間指導計画を点検してみましょう。

- ① 小学校・義務教育学校前期課程では6年間、中学校・義務教育学校後期課程では小学校段階の学習を踏まえ3年間で育てたい資質・能力を見据え、系統的な計画とする。その際、各人権課題の項目を精査して位置づけるとともに人権週間などの具体的な取組も位置づける。
- ② 学校人権教育の視点として、「生命を大切にする」「自分を育てる」「共に生きる」「社会をつくる」の4つを設定し、各教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間で人権教育として学んでいく内容を抜き出していく。
(4つの視点のどういうねらいを達成するための学習なのかを明確にしておくこと)
- ③ 各教科では、学習内容や指導方法等から学校人権教育の目標と結びつく教育活動を洗い出す。その際、人権に関する直接的な学習内容を含む単元等、また、法の下での平等や個人の尊重、生命尊重に関する学習内容を含む単元等を設定する。
(参考：資料 人権教育にかかわりのある教科書の主な内容)
- ④ 特別の教科 道徳の時間では、自己を見つめ、道徳的価値を内面的に自覚し、主体的に道徳的実践力を身に付けていくことが大切である。そのため、内容項目として生命の尊さ、公正、公平、社会正義等、人権尊重の精神とかかわりの深い項目を設定する。
- ⑤ 特別活動では、望ましい集団活動を通して、よりよい生活を築いていこうとする自主的、実践的な態度を育てることが大切である。そのため、学級活動では、生活上の諸問題の解決や望ましい人間関係の育成に重点を置く。また、児童会活動・生徒会活動、学校行事においても、学校生活の充実と発展に寄与する体験的な活動を設定する。
- ⑥ 総合的な学習の時間では、時間のねらいを踏まえ、横断的・総合的な課題、児童生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、学校人権教育との関連から学習活動を設定する。
- ⑦ 教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれのねらいを踏まえながら、横断的・総合的に学校人権教育が進められるように、学習内容の関連を考え、人権教育年間指導計画を作成する。

エ 学校としての取組の点検・評価

(ア) 教職員の点検・評価

取組の点検・評価については、学校として組織的に学期や年度ごとに行うことが必要です。また、年間指導計画に沿って点検を行い、次年度の学習指導や年間指導計画の改善を図ることが大切です。

(イ) 児童生徒による評価

児童生徒が自らの学習について評価することは、学校人権教育に対する意欲・関心・達成感の状況を把握する上でも、また、学習の在り方を検証し、今後の指導方法等の工夫改善に生かす上でも不可欠の取組です。また、学習の状況、取組の節目ごとに児童生徒の評価活動を行うとともに、その評価を学級で共有することにより、児童生徒相互の共通認識を図ることも必要です。さらに、一年間の取り組み後、児童生徒のアンケートを行うことも考えられます。

(ウ) 保護者等による評価

保護者等による評価を行うにあたっては、その結果を保護者等に公表するとともに、学校運営協議会等を活用し、保護者等の評価をもとに意見交換をしていくことも考えられます。また、積極的に授業参観等を行い、授業後に懇談会を開く中で学校や学級の取組の報告や保護者からの感想や意見を求めることも大切です。さらに、一年間の取り組み後、保護者アンケートを行うことも考えられます。

オ 校種間の連携

子どもたちは、保育園・幼稚園・認定こども園から、小学校・義務教育学校前期課程、中学校・義務教育学校後期課程、高等学校へと学習の場を移しながら成長します。各学校はそれぞれの場で一生懸命教育活動を行っていますが、他校種の取組を十分に理解していないまま、それぞれが取り組んでいる状況も見られます。子どもたちの成長過程全体を視野に入れた学校人権教育を想定し、発達段階に適した学習計画を立てる必要があります。そのためには、校種間における学習計画に関する調整や相互協力、相互研修を含めた連携が重要です。義務教育である小学校、中学校、義務教育学校における交流・連携は重要ですが、保育園や幼稚園段階の人権教育も子どもの人権感覚の育成に重要な役割をもっており、保育園、幼稚園、特別支援学校等との連携も大切です。

(中学校区における連携体制の整備)

- 事務局の明確化
- 連絡体制の整備
- 中学校区としての基本的、具体的な取組の策定
- 中学校区教職員研修会実施 等

(例) 児童生徒の発達段階に配慮したカリキュラムの研究、
校種間を越えた授業研究会や情報交換会、学習参観、講演会等

カ 家庭・地域社会との連携

(ア) 家庭との連携

学校人権教育の推進にあたっては、学校や家庭及び地域がそれぞれのもつ役割を担い、つつ互いに連携した取組が展開される必要があります。とりわけ、家庭は、子どもの人間的な成長にとって、その基礎的な資質や能力を培い、人格を形成する上で重要な場であり、人を大切にする人権教育の出発点でもあります。愛情と信頼に基づいて子どもに接すること、偏見をもたず、差別をしない生き方を日常生活の中で実践することは、子どもたちに豊かな人権感覚を育む上で重要な意味をもっています。

また、教職員と保護者がよりよい連携を図ることも人権が尊重される環境を整える取組として重要です。PTA 活動等も学校と家庭の接点として、重要な役割をもちます。家庭の教育力を活性化させ、保護者等の主体的な活動を促すためにも、保護者のニーズを把握し、人権や子育てにかかわる情報提供・学習機会の提供、教育相談の充実等を積極的に行っていくことが求められます。

(イ) 地域社会との連携

学校人権教育の推進にとって、地域社会の在り方やそこに存在するものの見方や考え方は、子どもの成長にも人権意識を育む上でも大きな影響を与えます。子どもたちは、地域社会で様々な人と出会ったり、多様な価値観にふれたりしながら、他者を尊重する態度や共に生きていく姿勢を身に付けていきます。人権を尊重する地域づくりに向け、地域社会と密接に連携を図っていくことが求められます。

また、学校では効果的な教育活動を展開するため、「地域とともにある学校」づくりが進められています。また、学校運営協議会や地域学校協働本部を活用することや、学校を地域社会の共有財産と捉え、地域に施設を提供したり、地域社会の多様な人材を学校教育活動の中で活用したりするなど、学校と地域とのつながりをより深める工夫が必要です。

(ウ) 地域の関係機関とのネットワークづくり

子どもたちの学習環境を地域全体の中で整えることは、学校人権教育を進める上でとても有効です。社会福祉協議会やボランティア団体、地域の福祉施設や社会教育施設等、人権を守り人権尊重の社会を支える活動をする専門家の存在を知り、直接出会うことは、子どもたちにとって人権を具体的に学ぶ機会になり、人権感覚を培うことの契機となります。

また、地域にある企業等と互いに連携して学習を進めていくことは、仕事を通して人権の大切さを学んだり、自分と地域社会とのかかわりを発見したりするなど、地域に根ざした取組を進める上で重要な意味をもっています。学校教育活動の中に職場体験学習を取り入れたり、企業関係者を招いたりするなどの取組を積極的に展開していきましょう。地域の総合的な教育力を高め、子どもの居場所や参画の場を保障するためにも、地域ネットワークを整えていくことが求められます。

(2) 教育内容の創造

ア 学校人権教育の視点

鳥取市がめざす「ふるさとを思い志をもつ子」を育てるには、自分に対して肯定的な自己概念をもち、(自己との関係)、多様な他者と豊かな関係をつくり出し(他者との関係)、社会に意味ある形で参加すること(社会参加)を通じて、自分らしく輝く生き方をしていくことが必要です。そのためには、人権を尊重するための正しい知識や認識を学習するとともに、具体的な行動につながるものとして技能と態度の育成が重要となります。そこで、学校人権教育として押さえない視点を下記のとおり設定しました。

視 点	内 容
<p>【生命を大切に する】 自然や崇高な ものとの かかわり</p> <p>○ねらい</p> <p>キーワード</p>	<p>【生命を大切にする】 視点とは、生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する精神を涵養していくことをねらいとしています。生命が何にも変えられないという感覚や生命は大切であるという普遍的な価値観をもたせることは、生命あるもすべてに対する感謝の心や思いやりの心を育み、人間としての在り方や生き方を考えることにつながると考えます。</p> <p>○生きていくことのすばらしさや喜びを実感できるようにする。 ○自他の生命の尊重や動植物をいつくしむ心を養う。 ○生命や自然に対する畏敬の念を培う。</p> <p>生命尊重・かけがえのない自分・環境 等</p>
<p>【自分を育てる】 自分自身のこと</p> <p>○ねらい</p> <p>キーワード</p>	<p>【自分を育てる】 視点とは、自分自身を肯定的に受け入れ、自分を大切な存在だと思える気持ちを育てること、そして、自ら考え判断し行動していく力と同時に、自分の行動に責任を負う力を育てることをねらいとしています。自分に対して積極的なプラスの評価をすることができれば、働く意欲や学習する意欲をもち、仕事や学業に取り組むことができます。精神的健康状態にもよい影響を与え、他人に対して寛大で心温かく、配慮や気配りをするゆとりもでき、人権を基盤とした好ましい人間関係を築くことにつながります。もし困難な状況に出会っても、他の人の力も借りながら、自ら積極的に問題に立ち向かおうとする態度が育つものと考えます。</p> <p>○自分を大切にしてくれる人たちの存在に気づき、自分を大切にしようとして生きていこうとする子どもを育てる。 ○夢や願いがもてる子どもを育てる。 ○自分に関わっている文化や歴史を学び、自己のアイデンティティを育てる。 ○自分の個性や特徴をつかみ、自分を肯定的に思える感情を育てる ○自分で考えて行動できる子どもを育てる。 ○自分の行動に責任をもてる子どもを育てる。</p> <p>自己肯定感・生き立ち・地域の歴史や文化・支えられている自分・権利と責任 等</p>

<p>【共に生きる】 他の人との かかわり</p> <p>○ねらい</p>	<p>【共に生きる】 視点とは、子どもが自分とは異なる他者（異なる文化、価値観、境遇、個性等）との出会いを通してお互いに認め合い共に豊かな関係をつくりあげていくことをねらいとしています。他者との出会いやかかわりは、自分を捉え直すきっかけや発想を得たり、元気や勇気をもったり、新しい生き方や考え方の選択肢に気づくことができたりと、健やかな人間形成の促進に役立てることができます。また豊かな人間関係を作りあげていくためのコミュニケーション力を育てていきます。</p> <p>○人とふれあい、かかわることが心地よいと感じる子どもを育てる。 ○自分や友達のよいところを見つけ、互いの違いを認め合える仲間づくりを進める。 ○喜びを分かち合い悲しみを共感し、思いを伝え合い、分かり合おうとする仲間づくりを進める。 ○自分たちの問題をみんなで解決しようとする仲間づくりを進める。</p>
<p>キーワード</p>	<p>仲間づくり・コミュニケーション力・多様性の受容 等</p>
<p>【社会をつくる】 集団と社会との かかわり</p> <p>○ねらい</p>	<p>【社会をつくる】 視点とは、自分が生活している集団や社会に、その一員として、いろいろな形で積極的にかかわる力を育むことをねらいとしています。市民として社会にかかわるという価値観を認識し、公正で平和なそして民主的な社会をつくるためには、他の人と一緒に問題を解決し、そのために行動することが大切です。そのためには幼いときから自分たちの力で物事に対処し、その問題を解決したという成功体験を積み重ねることが必要です。また、自分たちの努力によって自分自身もめざしたい方向に変えていけるという意識を培っていくことにもなります。集団や社会に積極的にかかわることと同時に、その一員としての責任（役割）を果たすことが大切です。</p> <p>○集団の中で自分が役に立っていることを実感できるようにする。 ○集団の一員として自分の責任（役割）を果たす力を育てる。 ○様々な支援活動をしている人の生き方を学び、よりよい社会をつくっていかうとする気持ちを育てる。 ○自分たちが企画・運営する体験をさせ、学校生活をよりよくしようとする態度を育てる。 ○身の回りの矛盾や不合理を見抜き、仲間とともに問題を解決しようとする態度を育てる。</p>
<p>キーワード</p>	<p>自己有用感・コミュニティへの貢献・平和・問題解決スキル 等</p>

イ 学校人権教育で育てたい資質・能力及び指導方法

学校人権教育は、知識だけを教えるのではなく、学校でのすべての教育活動を通して、人権に対する豊かな感性や技能を育み、生活に結びついた具体的な態度につなげることを大切にします。児童生徒の自主性を尊重し、指導が一方的にならないよう留意し、課題意識をもって自ら考え主体的に判断する力や実践力を育成することが必要です。また、豊かな人間性・社会性を育むため多様な体験的活動を取り入れるなど指導法の工夫が必要です。取り組む際には、児童生徒が心身共に成長過程にあることを十分留意した上で、発達段階や児童生徒の実態に即した教育内容・方法とすることが大切です。

(ア) 学校人権教育で育てたい資質・能力

各校の児童生徒の実態を把握し、学校の課題を全職員で共通理解した上で、その課題解決のため、さらに学校教育目標を達成するために、児童生徒に学校人権教育で育てたい資質・能力を明確にした上で、指導内容を構成することが大切です。

(参考：P17「学校人権教育で育てたい資質・能力の例」)

学校教育の諸領域にはそれぞれ独自の目標や課題があり、学校人権教育をいかにして総合的に位置づけ、実践するかについては、様々な工夫が求められます。指導にあたっては、各教科、領域等の目標やねらいを第一義に達成することは言うまでもありません。

(イ) 指導法の工夫・改善と効果的な学習教材の選定・開発

人権感覚育成のためには、自分で「考え、感じ、行動する」という主体的・実践的な学習が必要です。知識偏重にならないように多様な体験活動や交流学习の実施や、学習教材に身近な事柄を取り上げるなど、児童生徒の興味・関心等を生かすなどの工夫を行うことが大切です。

【指導法の工夫】

自分で「考え、感じ、行動する」という主体的・実践的な学習を促進する指導方法は、児童生徒の『協力』『参加』『体験』を基本とすることが効果的です。

○『協力的な学習』

児童生徒が自分自身と学級集団の全員にとって有益となるような結果を求めて、協力しつつ共同で進める学習が効果的です。こうした協力的な学習は、生産的・建設的に活動する能力を促進させ、結果として学力の向上にも影響を与えます。さらに、配慮的、支持的で責任感に満ちた人間関係を助長し、精神面・心理面での成長を促し、社会的技能や自尊感情を培います。

○『参加的な学習』

学習の課題の発見や学習の内容の選択等も含め、児童生徒が主体的に参加する学習を工夫することを基本要素とします。児童生徒は参加を通して、他者の意見を傾聴し他者の痛みや苦しみを共感し、他者を尊重し、自分自身の決断と行為に対して責任を負うことなどの諸能力を発展させることができます。これは教育一般についてのみならず人権教育の実践においても実証されてきています。

○『体験的な学習』

人権教育や人権啓発において参加体験型学習という名で様々な手法が普及しています。特に、人権感覚の育成という文脈で考えるとき、体験的な学習の方法化が求められます。つまり、単に何かを体験させるだけにとどまらず、体験することが効果的に身を結ぶようなプログラム化が必要です。

文部科学省：人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] より

【効果的な学習教材の選定・開発】

学習教材を選定・開発するにあたっては、学習教材の活用により児童生徒が自ら考えることができるようにするなどの教育効果を高めるため、児童にとって身近な事柄を取り上げたり、児童生徒の興味・関心等を生かしたりするなどの創意工夫を行うことが大切です。

【効果的な教材の例】

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| ○地域の教材化 | ○生命の大切さに関する教材 |
| ○視聴覚教材など児童生徒の感性に訴える教材 | ○小説・詩・歌などの教材化 |
| ○外部講師の講話などからの教材 | ○歴史的事象の教材化 |
| ○同世代の児童生徒が書いた作品の教材化 | ○ <u>ICTを活用した教材</u> 等 |
| ○保護者や地域関係者と共につくる教材 | |

(ウ) 教育の中立性の確保

学習プログラムや具体的な授業計画を組むにあたっては、教育の中立性の確保に十分注意を払うことが必要です。教育活動と政治運動・社会運動とを明確に区別し、学校は公教育を担うものとして学習指導要領の目標に則して学校人権教育に取り組み、特定の主義主張に偏ることなく教育の中立性を確保することが求められます。

【学校人権教育で育てたい資質・能力の参考例】

知識

- ① 自分のことを知り、自分の生活と地域のつながりを知っている。
- ② 自由、責任、正義、平等、権利、義務等について理解している。
- ③ 自分とは異なる社会や文化を理解している。
- ④ いじめ等、身近な人権侵害に気づき、人権を守ることの大切さを知っている。
- ⑤ 命の尊さや互いの人権を尊重し合うことの大切さを理解している。
- ⑥ 人権を守るために活動している人や国内外の機関等について知り、人権を尊重することの大切さを知っている。
- ⑦ 人権確立の歴史や様々な人権問題について理解している。
- ⑧ 反戦平和や環境問題について知っている。
- ⑨ みんなで取り組むことの大切さやよさを知っている。
- ⑩ 自分の夢や願いを実現するための道筋を理解している。
- ⑪ 人権問題の解決に向けた取組を知っている。等

関連

技能

- ① 相手の話を能動的に聴き、相手を尊重しながら自分の気持ちや思い・意見を伝えることができる。
- ② 他者と積極的にコミュニケーションをとることができる。
- ③ 他者の立場に立って痛みや感情を共感的に受けとめることができる。
- ④ 互いの違いを認め、受け入れることができる。
- ⑤ 自分の役割や責任を果たす。
- ⑥ 集団生活に積極的に参加し、協力して行動することができる。
- ⑦ 生活の中にある課題や対立を非暴力で互いに協力して解決することができる。
- ⑧ 様々な情報をもとに、物事を多面的に捉え的確な判断をすることができる。
- ⑨ 偏見、差別等におかしいと気づくことができる。
- ⑩ 基礎学力を身に付けている。
- ⑪ 学習規律や学習習慣、学び方を身に付けている。等

関連

態度

- ① 自分や他者のよさや個性を認めようとする。
- ② 自分や他者を大切に思い、尊重しようとする。
- ③ 集団生活に積極的に参加し、協力して生活を向上させようとする。
- ④ 生活の中にある課題や対立を協力して解決して生活をよりよくしようとする。
自分と異なる様々な人や文化や考え方等を受け入れようとする。
- ⑤ 暮らしの中にある人権侵害をそのままにせず、誰かに伝え、みんなで解決しようとする。
- ⑥ 自分自身の行動に対して責任をもとうとする。
- ⑦ 集団や社会の一員として、ボランティア活動等に積極的に参加しようとする。
- ⑧ 自分や友達の良いところを見つけ、認めようとする。
- ⑨ 自分の目標をもち、あきらめずに粘り強く取り組もうとする。
- ⑩ 正しい生活習慣を身に付けようとする。等

※参考例なので、児童生徒の実態に即して各学校で適切に設定すること。

(3) 教職員研修の充実

ア 人権尊重の理念の理解・体得

学校人権教育では、人権教育にかかわる知的理解を進めるとともに、人権感覚を育成していくことが求められています。そのためには、学校の教育課程を体系的に整備することが必要であると同時に、学校経営や学級経営が極めて重要です。児童生徒は、日々の生活の中で、教師が意図する、しないに関わらず、教職員が児童生徒に対してどういう態度で接しているか、何か問題が起きたときにどのような言動をとっているのかを見ながら、たくさんのがらを学び取っています。学校や学級のその場の在り方や雰囲気といったものが、児童生徒の豊かな人権感覚の育成に大きな影響を及ぼしていることを、全教職員がしっかりと認識しておくことが重要です。

教職員が人権尊重の理念について十分に認識し、児童生徒自らの大切さが認められていることを実感できるような環境づくりに努めることが大切です。

○一人一人の児童生徒を深く理解する

児童生徒理解にあたっては、行動等の現象や結果だけで判断したり決めつけたりするのではなく、その背景や原因を正しく捉え、児童生徒の内面や課題を十分に把握することに努めることが大切です。

○尊重し合う人間関係を育てる

教職員は、学級の人間関係の実態を的確に把握し、望ましい人間関係を育てる学級経営に努めることが求められます。そのため、他の人の立場に立って考える想像力や共感的に理解する力を育て、誰もが尊重される学級をつくることが大切です。

○言語環境を整える

言語環境は、あらゆる人間関係の基盤です。何気ない言葉が、時には相手の心を傷つけ、生活への意欲を失わせてしまうことがあります。また、教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、無意識のうちに偏見や差別の芽を植えつけてしまったりすることもあります。そのため、教職員自らが望ましい言語活動に心がけ、学級全体の言語環境を整えることに気をつけることが大切です。

○教室環境・学校環境を整える

安全で清楚な落ち着いたある美しい環境は、児童生徒の心を落ち着かせます。季節感が感じられる掲示や定期的に更新される掲示、教室や学校のどこかには必ず一人一人の名前や作品が掲示されているなどの環境づくりも、学校が児童生徒の心安らぐ場所となるためにとっても重要です。校舎の汚れや掲示物の破れ、掲示物へのいたざら等を見逃さない教職員の敏感な感覚が必要です。

イ 教職員研修

学校における人権教育を充実させるためには、指導者である教職員の資質・指導力の向上が欠かせません。児童生徒一人一人の人権を保障していくためには、教職員自身が人権や差別についての確かな知識と認識をもち、社会の現実課題を的確に捉える技能や態度を身に付け、豊かな人権感覚を磨いていくことが不可欠です。また、児童生徒の人格の完成をめざす教育という仕事に携わっているものとして、教育についての様々な専門的な知識や技能を身に付けるためには、常に研修をして自分自身を磨いていくことが大切です。

各学校においては、意図的・計画的に教職員研修を実施し、県や市の教育委員会等が行う研修に積極的に参加することが必要です。

(ア) 推進体制に関すること

- 全体計画・年間指導計画の共通理解
- 実践に関する情報交換と評価

(イ) 児童生徒に関すること

- 児童生徒理解
- 授業研究

(ウ) 教職員に関すること

- 学級経営に関すること
- ※校内での教職員同士の情報交換、講師を招聘しての講義のほか、「いじめに対応できる学級経営チェックシート」（資料）等を活用した研修も考えられます。
- 人間関係づくりに関すること（ソーシャルスキルトレーニング等）
- 特別支援教育に関すること
- 学校人権教育についての共通理解
- 人権や人権問題について歴史的経緯や現状
- 参加体験型学習の指導法 等

(エ) 保護者に関すること

- 教育活動についての授業公開、参加後の評価
- 人権をテーマとした講演会や研修
- 参加体験型のワークショップ
- 子育てをテーマにした学級懇談会 等

報告事項(1)

第一期鳥取市学校給食センター整備事業の進捗状況について

現在整備中である第一期鳥取市学校給食センター整備事業について、進捗状況を報告します。

1. 基本・実施設計業務の進捗状況

【契約業者】白兔・山下特定設計業務共同企業体

【契約期間】契約日の翌日から令和7年6月30日まで

【業務状況】11月1日時点で基本設計業務完了

2. 新たな給食センターの概要と特徴

概要

- ・最大調理能力：7,500食/日 アレルギー対応食約100食
- ・受配校：22校（小学校16校、中学校5校、義務教育学校1校）
- ・献立数：2献立

特徴

(1) 徹底した衛生管理

- ・食中毒の防止に有効な「HACCP」手法を導入し、汚染区域、非汚染区域等の作業区域を明確に区分けする事により、交差汚染を防止
- ・ドライシステム環境による衛生管理
- ・ドッグシェルターによる異物混入を最小限に抑える配送ゲート

(2) 作業の効率化

- ・パススルー構造等のシステム化された高機能、高効率調理機器の導入
- ・一方向の作業同線による作業負担の軽減

(3) 食物アレルギー対応食の安全な提供

- ・コンタミネーションを防ぐ完全独立したアレルギー対応食専用調理室

(4) 快適な調理環境

- ・断熱、遮熱構造の働きやすい最新調理機器と空調
- ・セクションや作業別に効率的に配置された空調換気システム

(5) 「見て、触れて、学べる」食育の場

- ・食材処理、煮炊き等の調理行程を直接見学できる2階見学通路
- ・様々な場所に設置された場内カメラ映像によるLIVE・録画映像の見学

3. スケジュール

- | | |
|--------|--------------------|
| 令和6年4月 | 設計業務開始 |
| 5月 | 地質調査(10月10日完了) |
| 11月 | 基本設計完了(11月1日成果物提出) |
| 令和7年6月 | 実施設計完了(予定) |
| 令和8年3月 | 建築工事開始(予定) |
| 令和9年6月 | 整備完了 → 引渡し |
| 7月 | 移行準備期間(夏季休暇期間) |
| 9月 | 第一期鳥取市学校給食センター運用開始 |



南側から空撮↑

南東側から空撮↓



10. 透視図
外観パース



第一期鳥取市学校給食センター基本・実施設計業務 基本設計説明書

鳥観パース



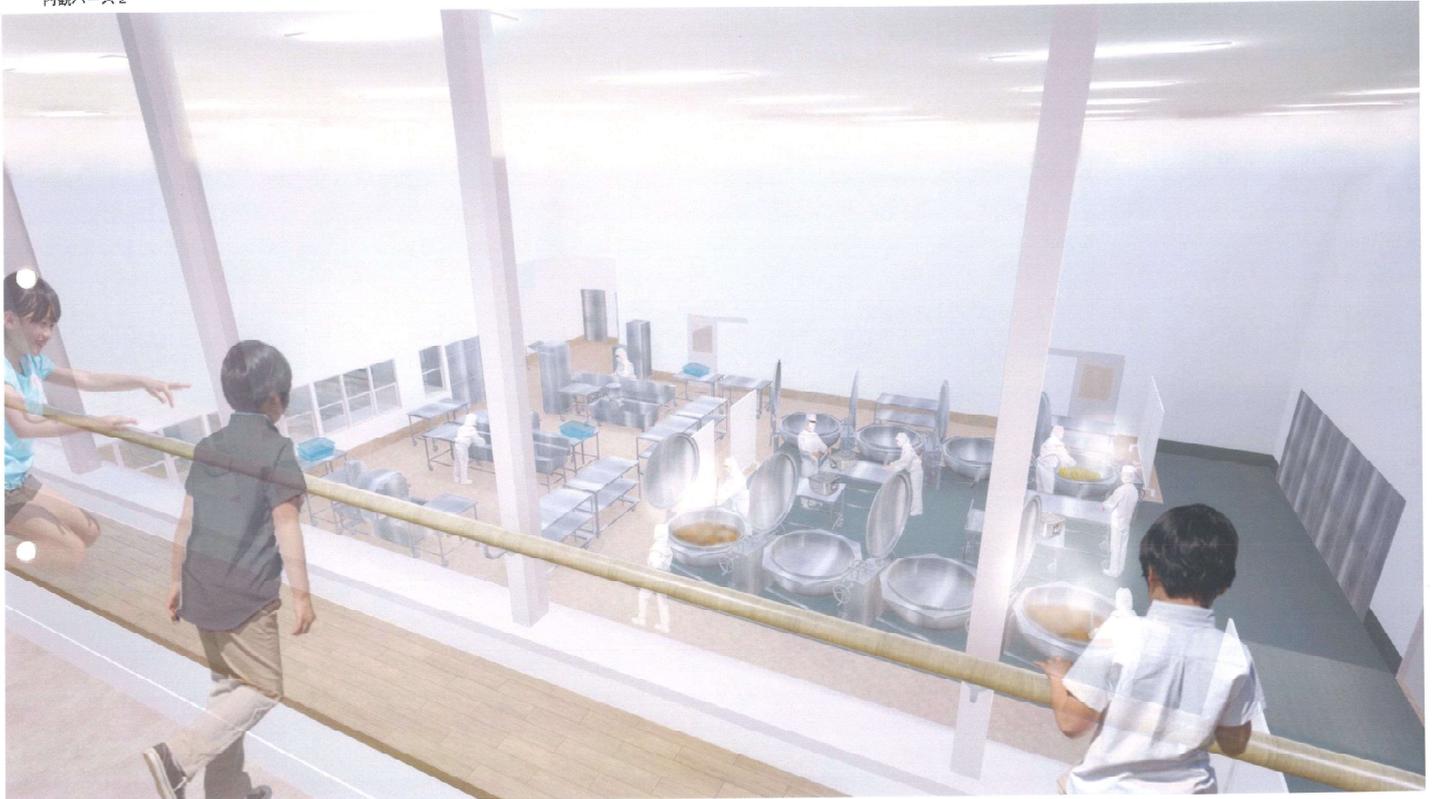
第一期鳥取市学校給食センター基本・実施設計業務 基本設計説明書

内観パース1



第一期鳥取市学校給食センター基本・実施設計業務 基本設計説明書

内観パース2



第一期鳥取市学校給食センター基本・実施設計業務 基本設計説明書

報告事項（２）

11 月定例教育委員会資料	
年月日	令和 6 年 11 月 27 日
担当課	文化財課

**鳥取藩主池田家鳥取城跡寄贈 80 周年記念
鳥取城フォーラム2024の開催について**

1. 目的

鳥取城跡が、もと鳥取藩主であった池田侯爵から鳥取市に寄贈されたのは、今から 80 年前、昭和 19 年のことです。昭和 18 年の鳥取大地震で市街地が壊滅的被害を受け、さらに戦時下の物資不足で復興もままならなかった鳥取市民にとって、心の拠りどころである鳥取城跡の寄贈は、大変勇気づけられるものでした。鳥取市では現在、江戸時代の城の正面玄関であった鳥取城跡大手登城路の復元整備を進めており、既に完成した大手橋（擬宝珠橋）に続き、来年の春には、大手門（中ノ御門）の復元が完了する予定です。

今回のフォーラムでは、明らかになりつつある江戸時代の鳥取城の姿と共に、その主であった鳥取藩主池田家について理解を深め、鳥取城のみならず市内外に点在する鳥取藩主池田家ゆかりの歴史的資源の保存と活用への機運醸成につながることを目的にしたフォーラムを開催します。

2. 主催者 鳥取市・鳥取市教育委員会

3. 共催（予定）（公財）史跡鳥取藩主池田家墓所保存会・鳥取県立博物館・鳥取市歴史博物館・
（一社）鳥取市観光コンベンション協会

4. 開催日時 令和 6 年 12 月 14 日（土）午後 1 時～午後 4 時

5. 場所 とりぎん文化会館小ホール（鳥取市尚徳町 101-5）

6. 定員 500 名

7. 内容

記念講演 河合 敦 氏（多摩大学客員教授）「(仮) 鳥取藩主池田家について」

パネルディスカッション 河合 敦 氏、その他関係者数名

※河合 敦（かわい あつし）氏 プロフィール

1965 年東京都町田市生まれ。早稲田大学大学院博士課程満期退学。高校教師 27 年の経験を活かし、現在は歴史作家・歴史研究者として活躍。難しい日本史をわかりやすく楽しく教えるのをモットーに、講演・執筆をはじめ、日本テレビ「世界一受けたい授業」、NHK「歴史探偵」等テレビ出演多数

8. その他

本フォーラムを開催するにあたり、講師・河合敦先生の招へいに当たっては、鳥取市在住の美田眞一司法書士に多大なるご協力をいただきました。